○車両制限令第十条第二項の規定による通行方法の指定……

○構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機 関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更 

○車両制限令第三条第四項に規定する道路の指定………… 

(道

路

課) :: 二

調査の目的

同

: =

(障害福祉課)

:

保高

険 編

課祉

: =

告

示

目

次

〇右

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………

出

先機 関 ○令和元年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表… ○令和元年度の行政文書の開示の状況の公表………………

公

〇右

同.....

県上

局域

:

同

:

七

民地

局域

:

七

(4)(3)

公安委員会

企生

画活安

課全

: 八

Ŧī.

第百七十六号

令和

二年 六月二十九日 | | |

青森県告示第五百二十七号 青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例

成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和二年六月二十九日

(統計分析課) … 一

青森県知事

三

村

申

吾

きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とするこ

調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

(建築住宅課)

:

 $\equiv$ 

報告を求める事項及びその基準となる期日

報告を求める事項

1

景気の現状に対する判断(水準)

(総務学事課) … 五

同

:

(2)三月前と比べた景気の現状に対する判断(方向性)及びその理由

三月後の景気の先行きに対する判断(方向性)及びその理由

その理由 新型コロナウイルス感染症拡大による現在の景気への影響に対する判断及び

新型コロナウイルス感染症による今後の景気への影響に対する判断及びその

調查票記入日現在 報告を求める事項の基準となる期日

2

兀 報告を求める者

報告を求めるために用いる方法 経済活動の動向を敏感に反映する現象を観察できる適当な業種に従事する百名

示

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

管病

理院

課局 :

ル

公営企

X、電子メール又はインターネットにより回収する方法調査票を報告者に郵送又は電子メールで配布し、記入済みの調査票を郵送、FA

六 報告を求める期間

青森県告示第五百二十八号

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用す社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

二八九	元八00	番登 号録
"	 	年登
	・和	月
	六 - 九	日録
聖有限会社	聖有限会社	名氏名 又は 称は
七丁字弘 日子弘前 一十丁字前 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	七丁字弘 日京 日 日野市 の五大	住所
のホ料住かりるという。	のかった まま まま まま まま まま まま まま まま ままま ままま ままま ま	名事称
六丁字弘 目泉前 六野市 の五大	七丁字弘 目泉前 六野市 の五大	業 所 在 地
"	二令 · 和 · 六: 元	年 子 月 月 日 定 始
ホ料住 名 光型 人有	訪問介護	備考

青森県告示第五百二十九号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行政害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申

吾

会	名称	事指定障害
五丁目八の一三	所 在 地	業者相対ービス
支就 援労 B継 型続	の計類と	害
所ひかり 援労継続支	名称	事管福祉
五丁目八の四 弘前市大字神田	所 在 地	業 所にサービスを行う
二令 ・和 ・	年月日	指 定

青森県告示第五百三十号

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定する道路の路線名及び区間

県道八戸環状線	ター線県道青森東イン	路 線 名
八戸市大字根城字牛ケ沢一三の一まで八戸市大字田面木字エヒサ沢五の三から	青森市大字三本木字川崎一六三の三まで青森市大字諏訪沢字松代一四八の一から	区間

令和二年六月三十日二 指定する年月日

青森県告示第五百三十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第十条第二項の規定により、

同令

第二条第二項の規定により公示する。ので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)ので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)を三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用の第三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用の

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

交差点における左折又は右折に当たっての誘導

置しておかなければならない。

第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るとき第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るとき第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るとき第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るとき

県道清水川滝沢野内線	第一欄
青森市大字三本木字川崎	第二欄
県道青森東インター線	第三欄

の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。は、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、国際海上コンテナ車及び他一 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るとき

県道青森東インター線	第一欄
青森市大字三本木字川崎	第二欄
県道清水川滝沢野内線	第三欄

三 国際海上コンテナ車の橋等の通行方法

分に注意して通行しなければならない。

「大学のでは、一の経問の一の車線において、一の経問の一の車線において限度超過車両(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十七条の二第一項に規度超過車両(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十七条の二第一項に規を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限を通行する場合にあっては、

## 青森県告示第五百三十二号

の規定により公示する。務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項移所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わにより、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により標造計算適合性判定を行わ

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	分
セ建株ン築式	名
ン 楽式 夕構会 1 造社	称
- 東 - 東 - 丁京 日都 八新 の宿 - 区	住
新 新 宿	所
日(階の古 の D野 八三県 ( の 価 ( リ ) 台 (	務を行う事務所の所在地構造計算適合性判定の業
月令 十和 三二 日年 七	変更年月日

変更後

の橋へビ目い、ビ崎への山へり〇台へ苑宿 三市千ルニた埼ル市群い市福 l の市東駅一本 葛葉デのま玉二八馬ビ中島ン二青北ビ丁社 丸飾事ィ三市事階島事ル町事シ八葉事ル目 庄町務ン 浦務 ビニ所グさ和所 ル丁)三い区 町務一一務テ 浦務 区務六八東 一目千階た高埼 馬号 島 内県室や県 階四葉 台目県 ○県 御新 藤高 ま郡

沖添へ二の県へビ崎(ビー賀へ一岡(グー山(生松)() 島(の山(江) 縄市沖階二鹿鹿ル市長ル○市佐 市福六三市愛命市香四広市広一市岡市山 県牧縄B一児児二万崎三 駅賀西博岡()三媛高亀川 | 島中島九北山中陰 建港事号 島島階才事階朝前事鉄多事一ミ番事松井事二ち区事 区事原事 設五務室鹿市事 町務 日中務祇区務号ツ町務号 の八務成内第町務 会丁所)館目 児西子 島子所) 生央所園御所室ネ七所ル二所室う丁所広山所六所 命一 ビ供 ビ丁 五の ぎ堀 ビ下 ) 三所の ぎ堀 ル目愛階一香 ん一広ル一岡 ビ五島二丁山 記 佐丁佐ル所福 四六沖 四長 M石 S町鹿 階の縄 崎 賀目賀三町岡 根 イ三原 朝県 八県 ビー児 長県 駅五県階一県 ルの県階目県 県 ンの松 前の佐 松 浦 崎長 の福 日高 七六広

公

쏨

日へ階の古へD野へ七コー県 上屋愛南市長階ハ二横神 児児二万崎三 駅賀西博岡○ 三媛高亀川 | 島中島九北山中陰 | 市重島島階才事階朝前事鉄多事一ミ番事松井事二ち区事 区事原事ク浜事 市知県南野 マの浜奈 久中事町県事 ・六市川 設五務室鹿市事 町務 屋区務ビ町務 西事 ャ崎区務 パ栄所ル一所 会丁所 館目 児西務 三所 1四一五〇 D (市一) ログニコ ス陽高所 島千所 ル目愛階一香 ん一広ル一岡 ビ五島二丁山 丁愛階八長 四六沖 卜軒島 M石 四長 ビ自知 二野 ービニ神 号ル丁奈 S町鹿 階の縄 崎 賀目賀三町岡 デー媛 腁 根ルの重 八県 朝県 ルの県階目県 ビー児 長県 イ三県 駅五県階一県 県七一県 ルー県 松階八四 七四名 ΝĘ 崎長 前の佐 の福 ンの松 七六広 館ヨ目川 ルー島 日高

# 令和元年度の行政文書の開示の状況の公表

より、令和元年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十条の規定に

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申

吾

## 行政文書の開示請求の状況

<u>п</u> ф.	青森県道路公社	青森県土地開発公社	地方独立行政法人青森 県産業技術センター	警察本部長	公安委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議	病院事業管理者	知事	実 施 機 関	:
(3,161 (31)	1	1	2	( 208 ( 3)	2	24	91	21	7	2,804 ( 28)	件数	
2,268	0	1	0	100	0	15	63	3	5	2,081	開示	処
671 ( 19)	1	0	2	( 88 ( 2)	Н	6	18	12	2	541 (17)	開一網路示	1. 理
103	0	0	0	(13)	0		10	6	0	( 73 ( 1)	不開示	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	描	洪
79	0	0	0	ω	0	2	0	0	0	74	取下げ	況 (件)
40	0	0	0	4	1	0	0	0	0	35	検討中	
	•				•	•		•				•

- 注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。
- 2 不開示の計103件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは99件であり、不開示の計2/件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは2件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況(1) 件数及び処理の状況

/		伞	;
,	10	数	
		弘章	
	0	谷	
/	$\overline{}$		
+/	_0	部谷	処
		亷	理
	2	却	9
		却	洪
	0	<del>-</del>	況
	0	取下げ	(件)
	8	審理中	

- () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。
- ・審査請求があった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

2

注

審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案 ま、なかった。

(3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案

審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を 超えた事案は、なかった。

# 令和元年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

定により、令和元年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項
- (1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況
- 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実	
兡	
蔗	
墨	
往	
数	
開示	処
一開路	温
不開示	9
却下	洪
取下げ	況(作
検討中	(件)

П

	刻皿	辫	議	知
	燄	仁		
<u> ⊐#</u>  ı	*	委		
	些			
	XIII	<b>AK</b>	<b>AK</b>	₩.
				)
129	57			7
1)	7	1	1	70 1)
56	0	0	1	55
				)
58 1)	45	1	0	12 1)
10	9	0	0	1
_	_	0	0	0
ယ	_	0	0	2
2	2	0	0	0

- 注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、 いずれも外数である。
- 2 不開示の計10件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは9件である。
- 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

口頭による開示請求の件数

7,925	-1			ᅖ		
~		声を禁し	法イン	が変	地方独立行政法人青森 県産業技術センター	地県
131		大学	就保	(青森)	公立大学法人青森県立保健大学	企过
112		XIII	些	*	鍨	数皿
40		dk	III	表文	₩	$\succ$
7,557	~1	ИÞ		表文	恒	教
28		茶	胜璔	業	病院事業管理者	病
49		#				知
数	件	関	幾		施	実

訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況 訂正請求は、なかった。

2

利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況 利用停止請求は、なかった。

3

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用 停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

		処	理	9	关	況 (件)	
X H	<b>华</b> 数	認容	小認紹紹	棄却	上阵	取下げ	審理中
開示決定等及び 開示請求に係る 不作為に係るも の	$\begin{pmatrix} 1\\ 3 \end{pmatrix}$	0	( 1)	$\begin{pmatrix} & 0 \\ (& 2) \end{pmatrix}$	0	0	1
訂正決定等及び 訂正請求に係る 不作為に係るも	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等 及び利用停止請 求に係る不作為 に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

注1

()内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、

いずれも外数である。

- 古田の甲山の下数及のでの処理の本の 苦情の申出は、なかった。
- 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

2

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

	+15	
∞	数	
8	処理済	処理の状況
0	検討中	犬況(件)

事業者に対する勧告の件数

2

- 事業者に対する勧告は、なかった。
- 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数 事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

3

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

<u>4</u>

三

縦覧の場所

令和二年六月三十日から同年七月二十九日まで

五戸町役場 八戸市庁 2 1

定款の写し

縦覧に供する種類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

### 出 先 機 関

# 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

条第六項の規定により公告し、 認可の申請を適当と決定したので、 同法第八条第一項の規定により、浅水七崎土地改良区に係る土地改良事業計画の変更 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する 次のとおり縦覧に供する。 同法第四十八条第九項において準用する同法第八

地域県民局長に異議を申し出ることができる。 九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に三八 なお、この決定については、 土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第

令和二年六月二十九日

三八地域県民局長

義

堀 明

土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する

可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条 同法第八条第一項の規定により、 奥瀬堰土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認

第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する

地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年六月二十九日

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

同法第八条第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する 赤沼土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可

の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第 三

六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

1 土地改良事業計画書の写し

縦覧に供する種類

令和二年六月三十日から同年七月二十九日まで

地域県民局長に異議を申し出ることができる。 九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に上北

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第

令和二年六月二十九日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

 $\stackrel{-}{=}$ 縦覧の期間

令和二年六月三十日から同年七月二十九日まで

 $\equiv$ 縦覧の場所

十和田市役所

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に上北 なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第

2 縦覧の期間 定款の写し

縦覧の場所

十和田市役所

### 安 委 員

会

# 青森県公安委員会告示第六十九号

会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する。 次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定に基づく検定を (平成十七年国家公安委員

令和二年六月二十九日

青森県公安委員会委員長 成 田

実施日時

学科試験

検定の実施日時及び場所

令和二年九月二十八日(月)午前九時から午前十時までの間(予定)

実技試験

令和二年十月三十一日(土)午前九時から午前十一時までの間(予定)

2

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

検定を行う警備業務の種別及び級

<u>\_</u>

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務

三 検定の定員

三十人 (予定)

四 受検資格

青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員で

あるもの

検定の方法及び内容

Ŧi.

1

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

2

実技試験を行わない。

学科試験

警備業務に関する基本的な事項

法令に関すること。

(4)警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関 警備業務対象施設における保安に関すること。

実技試験

すること。

(2)

警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関

警備業務対象施設における保安に関すること。

すること。

晋

検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

受付期間 令和二年八月二十四日(月)から同月二十八日(金)までの間(予定)

受付時間

午前九時から午後五時までの間

 $(\Xi)$ 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受

付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

刑事生活安全課 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は

であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生 青森県外に住所地を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員

活安全課

3

申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこと

とし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

場合には次に掲げる一及び三の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる 二及び三の書面等を、それぞれ添付すること。 検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する

- 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- 営業所に属することを疎明する書面 一通
- 氏名及び撮影年月日を記入したもの) 三・〇センチメートル、 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、 横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に 二葉 上三分身、 無背景の縦の長さ

### 5 受検手数料

検定受付時間

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

七

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 受検に際しては、受検票、 筆記用具を持参すること。

3

## 九 検定申請に関する問合せ先

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

1

- 電話〇一七一七二三一四二一一
- 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

2

### 営 企

# 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和二年六月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

物品等の名称及び数量

重油 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (日本産業規格 一種 一号 七万二千リットル

青森県病院局運営部管理課

 $\stackrel{-}{=}$ 

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

般競争入札

落札者を決定した日 令和二年五月二十六日

四

落札者の名称及び住所

Ŧī.

カメイ株式会社青森支店

落札金額

青森市原別八丁目七の一

一リットル

四十三円

一銭

六

七 落札者を決定した手続

したものである。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

八 入札の公告を行った日 **令和二年二月十四日** 

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円